

学 長 選 考 ・ 監 察 会 議

規則の根拠	委 員		任 期	備 考
	職 名	氏 名		
2－(1)		有 馬 道 久	R7.4.1～R10.3.31	経営協議会委員
2－(1)		石 野 利 和	R7.4.1～R10.3.31	経営協議会委員
2－(1)		中 川 斉 史	R7.4.1～R10.3.31	経営協議会委員
2－(1)		米 澤 和 美	R8.7.1～R10.3.31	経営協議会委員
2－(2)	理 事	美 馬 持 仁		教育研究評議会評議員
2－(2)	副 学 長	菊 池 智 之		教育研究評議会評議員
2－(2)	副 学 長	速 水 多佳子		教育研究評議会評議員
2－(2)	副 学 長	秋 田 美 代		教育研究評議会評議員

国立大学法人鳴門教育大学学長選考・監察会議規則

(組織)

第2条 学長選考等会議は、第1号に掲げる委員及び第2号に掲げる委員各同数をもって組織する。

(1) 経営協議会委員(法第20条第2項第3号の規定により同委員に任命された者(以下「学外委員」という。)に限る。)の中から経営協議会において選出された者 4人以内

(2) 教育研究評議会評議員の中から教育研究評議会において選出された者 4人以内
(任命及び任期)

第3条 委員は、学長が任命する。

2 委員の任期は、前条に掲げる経営協議会又は教育研究評議会の任期と同一とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。